

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

墨田区新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

ナビダイヤル ☎0570-666-329
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

都「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

ナビダイヤル ☎0570-550-571
聴覚障害のある方 ☎FAX5388-1396

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)
※日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

フリーダイヤル ☎0120-565-653
午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

以下のいずれかに該当する場合は、すぐにご相談ください(該当しない場合も相談可能です)

- ✓ 次のいずれかの強い症状がある ▶ 息苦しさ(呼吸困難) ▶ 強いだるさ(倦怠感) ▶ 高熱等
- ✓ 高齢者・基礎疾患がある方・妊娠している方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある
- ✓ 上記以外の方で発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状が続いている
※症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。

墨田区帰国者・接触者電話相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)
※新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談員に相談可

休日・夜間の電話相談

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ☎5320-4592
午後5時～翌日午前9時(土・日曜日、祝日は終日)

[問合せ] 保健予防課感染症係 ☎5608-6191 ※新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)

コード

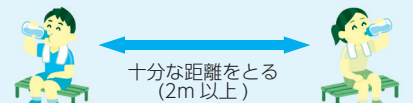


マスク着用による熱中症に注意!

気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、喉の渇きに気付にくくなったり、体温が上がりやすくなったりするため、熱中症の危険が高まります。

対策

- ▶ 屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合は、マスクを外す
- ▶ マスクを着用している場合は、負荷のかかる作業や運動を避ける
- ▶ 周囲の人と十分な距離を確保した上で、適宜マスクを外して休憩する
- ▶ こまめに水分補給をする



[問合せ] 保健計画課保健計画担当 ☎5608-6189

【参考】環境省・厚生労働省「令和2年度の熱中症予防行動」

特別定額給付金

※申請期限は8月31日(必着)です

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、区民の皆さんの家計を支援することを目的として、1人あたり10万円の特別定額給付金を支給します。支給に当たっては、住民基本台帳上の世帯主の方の申請が必要です。申請期限内に忘れずに郵送申請またはオンライン申請をしてください。

[給付対象者] 令和2年4月27日現在、墨田区に住民登録がある方

[給付額] 給付対象者1人につき10万円

郵送申請

区から受給権者(世帯主)宛にお送りした申請書に振込先口座等の必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに、同封されている返信用封筒で返送 ※申請書が届いていない場合は問合せ先へ

[必要書類] ▶ 特別定額給付金申請書 ▶ 預金・貯金通帳の写し(口座番号・口座名義がわかるもの) ▶ 身分を証明するものの写し(運転免許証・パスポート・健康保険証等の本人確認書類)

オンライン申請(マイナンバーカードが必要)

マイナポータルにログインし、世帯情報・振込先口座情報等を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードして電子申請

[必要書類] 預金・貯金通帳(口座番号・口座名義がわかるもの)の画像
※オンライン申請は電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です。
※申請できるのは世帯主の方のみです。

[問合せ] 特別定額給付金ご案内専用ダイヤル ☎6738-9203

※受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日を除く)

※最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)



コード

詐欺・偽サイトに注意

特別定額給付金

[問合せ] 安全支援課安全支援係 ☎5608-6199

特別定額給付金について、区や都、国が以下のような行為を行うことは絶対にありません。

- ⚠ 電話でATMの操作をお願いする
- ⚠ 手数料の振り込みを求める
- ⚠ URLを添付したメールから申請手続を求める



教えない! 渡さない!

- ✗ 暗証番号
- ✗ 通帳
- ✗ キャッシュカード
- ✗ マイナンバーカード



おかしいな、と思ったら

- ▶ 本所警察署 ☎5637-0110
- ▶ 向島警察署 ☎3616-0110
- ▶ 消費者ホットライン ☎188
- ▶ 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120-213-188



新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、無利子で行っています。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での受け付けも実施しています。

■福祉資金 緊急小口資金

[対象] 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯 [貸付上限額] 20万円以内(一括交付) [償還期間] 2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

[対象] 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 [貸付上限額] ▶ 単身世帯=月額15万円以内 ▶ 2人以上世帯=月額20万円以内 [貸付期間] 3か月以内 [償還期間] 10年以内(均等月賦償還)

[申込み] 墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3902

(〒131-0032 東向島2-17-14)
月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

※必要書類や制度の詳細については、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)



コード

墨田区国民健康保険または、75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

[対象] 次の全ての要件を満たす方 ▶ 墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない [支給期間] 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間 [支給額] 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 ※上限あり [適用期間] 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

受給には申請が必要です。

受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者

75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者

[問合せ] 国保年金課 くほ給付係 ☎5608-6123

[問合せ] 広域連合お問合せセンター

☎0570-086-519・FAX0570-086-075

(月曜日～金曜日の午前9時～午後5時、祝日を除く)